

市有地を活用した 神戸市教育・保育施設 及び児童館設置運営事業者 募集案内（再募集）

神戸市では、教育・保育施設（保育所又は幼保連携型認定こども園）及び令和5年3月31日に閉館予定の神戸市立桜の宮児童館（以下「現児童館」という。）の後継施設となる新たな民設児童館（以下「新児童館」という。）の設置運営事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

募集概要

申込期間	令和3年8月12日（木）～
申込期限	<u>令和3年9月6日（月）</u>
実施事業	保育所・幼保連携型認定こども園（2・3号認定子ども のみで定員設定を行うこと）及び児童館
事業実施場所	旧桜の宮幼稚園跡 実測1,870.90㎡ (平地面積 概測1,400㎡) (北区甲栄台2丁目2番の一部) <u>※詳細は、4ページをご覧ください。</u>
開設期限	令和5年4月1日

※補助事業の一部は、令和4年度予算の成立が条件となるものがあります。

1. 応募資格	・・・	P. 2
2. 実施事業	・・・	P. 4
3. 設備・運営基準等	・・・	P. 7
4. 給付・補助金等	・・・	P. 14
5. 申込・選定	・・・	P. 16
6. その他・問合せ先	・・・	P. 19

神戸市

※以下で「◎」が記載されている箇所は、特に児童館に関することですのでご注意ください。

1. 応募資格

■事業者の応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている法人とする。

- (1) 令和3年7月現在において概ね1年以上の認可保育所及び認定こども園の運営実績を有すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する「保育所」若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する確認を希望していること。
- ◎ (3) 令和3年7月現在において児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業の実施経験が概ね1年以上あること。
- ◎ (4) 令和3年7月現在において児童福祉法第40条に定める児童厚生施設の管理・運営経験が概ね1年以上あること。
- (5) 保育所として応募する場合は、以下のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 学校法人又は社会福祉法人
 - ② 学校法人又は社会福祉法人以外で以下の基準を満たす法人
 - ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
 - イ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。
 - ウ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次のすべてに該当すること。
 - ・実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設及び幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - ・社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - (イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
 - エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (6) 幼保連携型認定こども園として応募する場合は、学校法人又は社会福祉法人であること。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他「神戸市契約事務等からの暴力の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する法人でないこと。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人でないこと。

- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- (12) 応募時点で神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (13) 施設整備等に要する資金（補助対象外となる解体費用、外構整備費用等含む）の内、施設整備補助額（詳細は P. 14 を参照）を除く法人自己負担分の資金については、法人名義の普通預金、当座預金により資金を有すること。もしくは、金融機関からの融資により上記法人自己負担分の資金を確保すること。
- ※ 金融機関から融資を受ける場合は、融資の確実性を示す資料を提出すること。
- (15) 上記の施設整備等に要する法人自己負担分の資金とは別に、教育・保育施設の年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する資金を、法人名義の普通預金、当座預金により有していること。
- (16) 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 期以上連続して損失を計上していないこと。（社会福祉法人、学校法人を除く）
- (17) 市有地の貸付により事業を実施するため、以下の要件をすべて満たすこと。
- ① 土地の賃借料（以下、賃借料）の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ② 社会福祉法人においては、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
社会福祉法人以外においては、1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額の資金を、施設整備等に要する法人自己負担分の資金及び教育・保育施設の年間事業費の 12 分の 3 以上に相当する資金とは別に、法人名義の普通預金、当座預金により有していること。
- (18) 本公募の開始日から起算して過去 3 年以内に神戸市又は他の地方自治体において、応募者の責に帰すべき事由により、児童福祉事業に係る委託契約の解除又は指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

■法定欠格事項

次に掲げる事項に該当する者は選定を受けることができません。

- (1) 児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に該当する者
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 2 項各号に該当する者。

2. 実施事業

■事業予定地について

本事業は、市有地の貸付により実施する。貸付等の条件は下記のとおり。

1. 事業予定地

(1) 所在：旧桜の宮幼稚園跡地 実測 1,870.90 m² (平地面積 概測 1,400 m²)
(北区甲栄台 2 丁目 2 番の一部)

(2) 契約の種類・契約期間：20 年間の定期借地権設定契約による有償貸付（予定）

※年間賃料は、固定資産評価替えの年度毎に見直しを行う。

(3) 年間賃料（概算）：2,200,000 円

※1 上記の年間賃料については現時点（令和 3 年度）の固定資産評価額から試算した金額を記載している。

※2 上記の年間賃料は、実測 1,870.90 m²の貸付にかかる賃料である。

（後述する駐車場 6 台分の面積相当については、市が算定するところにより賃料算定の対象面積から除外する。）

※3 正式な賃料は、定期借地権設定契約締結時（令和 3 年度中）に確定する。

なお、今後実施予定の不動産鑑定評価による金額と上記の年間賃料を比較して低い金額を採用する。

また、社会情勢の変化により、大幅に増減する場合がありますのでご了承ください。

（注）申込書や資金計画を作成する時は、

当該地の年間賃料を、2,200,000 円として作成してください。

（※必要に応じて、教育・保育施設と児童館の面積按分でそれぞれ算出してください）

■教育・保育施設実施事業

以下の条件を満たす教育・保育施設（保育所又は幼保連携型認定こども園）

(1) 定員 認可定員・利用定員は、120 人とする。（2・3号認定子どものみ）

※運営開始後に 1 号認定の枠を設置する場合は、本市と協議が必要となります。

※令和 4 年度末で閉所予定の市立桜の宮保育所に通う児童の受入が前提であり、市立桜の宮保育所の定員構成は次表のとおり。

定員	定員構成					
	3号認定枠			2号認定枠		
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
<u>136人</u>	<u>9人</u>	<u>18人</u>	<u>18人</u>	<u>30人</u>	<u>30人</u>	<u>31人</u>

※ 定員構成については、年齢区分が上がるごとに定員差を設けることとし、最終的な定員構成については、本市と協議が必要となる。

(2) 対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）就学前の子ども

(3) 開所時間

7:00 から 19:00 まで開所すること。

保育標準時間（11 時間）7:30～18:30、

保育短時間（8 時間）8:30～16:30、

標準時間内延長保育 7:30～8:30、16:30～18:30、

延長保育 7:00～7:30、18:30～19:00

(4) 閉所可能日 ※施設の都合による閉所はできません。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ・年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

(5) 開設期限

原則として、令和 5 年 4 月 1 日に開設すること。

（工事完成時期は、開設準備期間を十分考慮すること。）

◎ ■児童館実施事業

(1) 目的

児童館とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(2) 種別

小型児童館とする。小型児童館とは、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る当児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものをいう。

(3) 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところに基づき行うこと。

(4) 事業の詳細

神戸市立児童館に準じて、以下に掲げる各事業を実施すること。

① 児童健全育成事業

ア) 対象者：0～18 歳未満の児童で、特に事前登録等を行わず自由に児童館に来館し施設を利用する児童

イ) 児童を対象とした行事の開催、児童への日々の遊びの提供・指導

ウ) 地域団体等と連携した取組みの実施

エ) その他児童館に来館する児童に対して、健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするなど、児童の自立に向けた事業の実施

② 子育て支援事業

ア) 対象者：就学前の乳幼児及びその保護者

イ) 実施内容

a) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

b) 子育て等に関する相談、援助の実施

c) 地域の子育て関連情報の提供

d) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）

ウ) 実施方法

子育て家庭の親とその子ども（主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者）の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の担当者を配置の上、週 3 日 1 日 3 時間以上、上記イ)に定める実施内容を行うこと。

エ) 現児童館で実施している「すこやかクラブ」と同様の内容(実施内容が類似していることをいう)

を実施する場合であって、参加者から年会費を徴収する場合は、1年間は、現児童館と同程度(3,000円)の金額設定とすること。

わ) その他在宅育児家庭の子育てを支援する事業を実施すること。

③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

ア) 対象者：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童。なお、公募日時点で令和10年度の学童保育登録児童数が60名程度となることを見込んでいるが、市において利用調整を行うものではないため、登録児童数の確保を保証するものではない。

イ) 事業内容や運営の詳細は、「神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準(改訂)」(平成31年3月改訂)を参考とすること。

④ 開館時間

次に掲げる各事業の実施時間に応じて開館すること。なお、下記時間を拡大して開館しても構わない。

ア) 児童健全育成事業及び子育て支援事業 午前9時30分～午後5時

イ) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

平日 放課後～午後7時。延長時間は午後5時以降とすること。

土曜・学校休業日 午前8時～午後7時。延長時間は午後5時以降とすること。

※ 学校休業日とは、神戸市立小学校における春休み、夏休み、冬休みをいう。

⑤ 休館日

日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日。以下同じ。)を原則とすること。

⑥ 利用料

ア) 放課後児童クラブの利用料は、令和5年度から令和9年度までは、下表のとおり神戸市立の学童保育施設と同基準とすること。ただし、神戸市立児童館の利用料が当該期間中に変更になった場合は、事業者は、これに合わせるができる。

基本利用料	月額4,500円
延長利用料	午後5時～午後7時まで1時間あたり月額1,500円
おやつ代	月額1,500円

イ) 利用料について、令和10年度以降に値上げ等、利用者に新たな負担が生じる場合は、あらかじめ神戸市と協議を行った上で、利用者に提案し、理解を得ること。

⑦ 児童館の利用者数について

ア) 児童館延べ利用者数(令和2年4月～12月実績)

(※ 4月・5月は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため閉館。)

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
幼児	0	0	49	84	88	123	162	196	225
小学生	0	0	5	13	23	29	31	47	22

イ) 学童登録者数

(単位：人)

	令和元年度 (5月現在)	令和2年度 (5月現在)	令和3年度 (令和3年4月現在)
学童	31	31	33

3. 設備・運営基準等

■教育・保育施設における設備及び運営の基準

「神戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等に定める基準を満たすことが必要となる。

職員等の主な基準（●国基準 ○国通知 ◆市条例 ◇市要綱）

	保育所	幼保連携型認定こども園
学級編制		●満3歳以上は学級を編制 ◆3歳以上4歳未満 25人以下/1学級 (複数担任 35人以下) ●満4歳以上 35人以下/1学級
職員配置	◇施設長 ●保育士 ●嘱託医 ○嘱託歯科医 ●調理員（調理業務全部委託を除く）	○園長 ●保育教諭等 ○学校（嘱託）医、学校（嘱託）歯科医、 学校（嘱託）薬剤師 ●調理員（調理業務全部委託を除く） ●[努力義務] 副園長（教頭）、事務職員、 主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭
学級担任		主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭 (1/3以内で助保育教諭、講師も可)
保育士、 教育・保育 従事者の 数	●◆以下の合計+1人 1人/4歳以上児30人 1人/3歳以上4歳未満児20人 1人/1歳以上3歳未満児6人 1人/1歳未満3人 ○別途公定価格上の配置基準あり	●◆以下の合計+1人 1人/4歳以上児30人 1人/3歳以上4歳未満児20人 1人/1歳以上3歳未満児6人 1人/1歳未満3人 ●園長兼任+1人 ○別途公定価格上の配置基準あり
調理員 の数	◇2号および3号利用定員 40人以下 150人以下 151人以上 ◆うち1人以上 栄養士又は調理師	1人 2人 2人+非常勤1人

	保育所	幼保連携型認定こども園
位置		●建物及び附属設備は、同一敷地内又は隣接地に設置(公道を挟む程度を含む)
園舎		●2階建以下を原則(特別の事情3階以上可) ●3階以上保育室等は、原則3歳未満児用 ●面積は、(1)(2)の合計以上 (1) 1学級：180㎡ 2学級以上： 320㎡+100㎡×(学級数-2) (2) 満3歳未満の園児数に応じた面積 3.3㎡/2歳未満児 1.98㎡/2歳以上児
園庭・屋外遊戯場	●3.3㎡/2歳以上児	●面積は、(1)(2)の合計以上 (1) 次のうち、いずれか大きい面積 イ 学級数に応じた面積 2学級以下： 330㎡+30㎡×(学級数-1) 3学級以上： 400㎡+80㎡×(学級数-3) ロ 3.3㎡/3歳以上児 (2) 3.3㎡/2歳児
屋上に設ける園庭・屋外遊戯場	○耐火建築物 ○保育指針に示された保育内容の指導が効果的に実施できる環境 ○便所、水飲み場等設置 ○防災上の配慮(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)	○耐火建築物 ○教育・保育要領に示された教育・保育内容が効果的に実施できる環境 ○園児の利用しやすい場所に、便所、水飲み場等設置 ○防災上の配慮(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等) ○地上園庭と同様の環境、子ども自らの意志で屋上と行き来できる(保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内)

<p>所要室・設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児室又はほふく室 ●保育室又は遊戯室 ●調理室（外部搬入の場合は調理設備） ●便所 ●医務室（事務室、保育室兼用可） ◇洗体設備、汚物処理設備 ●調乳設備（調理室内兼用可） 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児室又はほふく室 ●保育室（3歳以上は学級数以上） ●遊戯室（保育室兼用可） ●職員室 ●保健室（職員室内兼用可） ●調理室（外部搬入の場合は調理設備） ●便所 ●飲料水設備（手洗用・足洗用と区別） ●手洗用設備、足洗用設備 ◇洗体設備、汚物処理設備 ●調乳設備（調理室内兼用可） ●[努力義務] 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、図書室、会議室
<p>必要面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇乳児室・ほふく室：3.3㎡/2歳未満児 ●保育室・遊戯室：1.98㎡/2歳以上児 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児室・ほふく室：3.3㎡/2歳未満児 ●◆保育室：1.98㎡/2歳以上児 53㎡/学級 ◆遊戯室：100㎡以上
<p>防火避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> [2階以上に保育室等] ●耐火建築物又は準耐火建築物（ロ以外） ●避難施設（常用及び避難用） ●転落防止 [3階以上に保育室等]（上記に加え） ●避難距離 30m以内 ●調理室の防火区画又は自動消火設備等 ●内装制限、防炎加工 ●警報・通報設備 	<ul style="list-style-type: none"> [2階以上に保育室等] ●耐火建築物 ●避難施設（常用及び避難用） ●転落防止 [3階以上に保育室等]（上記に加え） ●避難距離 30m以内 ●調理室の防火区画又は自動消火設備等 ●内装制限、防炎加工 ●警報・通報設備

詳細は、P.11の「職員配置・設備基準について」、関係条例及び下記規程を参照のこと。

「神戸市保育所設置認可要綱」

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日 厚生省令第63号）

「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日 雇児発第1225008号）

「神戸市幼保連携型認定こども園設置認可要綱」

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」

（平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生省令第1号）

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」

（平成26年11月28日 府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発第1128第2号）

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」

（平成28年8月23日 府子本第571号・28文科初第727号・雇児発第0823第1号）

◎ ■児童館における設備及び運営の基準

- ① 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ等を設けること。ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、遊戯室、図書室及び児童クラブ室を除いて、他の社会福祉施設等の設備と共用することができることとする。
- ② 建物の広さは、原則として、217.6㎡以上とし、適当な広場を有すること。ただし、相談室、創作活動室を設けない場合には、185.12㎡以上として差支えない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、放課後健全育成事業の実施について、令和10年には、学童保育登録児童数が60名程度となることを見込んでおり、60名程度は利用可能な面積を確保すること。学童保育の実施に必要な面積を算出する際は、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準(改訂)」（平成31年3月改訂）を参照すること。
- ④ 構造設備については、採光、換気等、利用者の保健衛生及び事故防止を十分考慮すること。
- ⑤ 新児童館を保育園と同一の建物内に設置する場合は、児童館専用の出入口を設けること。
- ⑥ 敷地内に駐車スペースを確保するなど、路上駐車が発生することが無いよう施設整備を行うこと。
- ⑦ 敷地内に利用者の駐輪スペース・ベビーカー保管スペースを設けることが望ましい。
- ⑧ (福)神戸市北区社会福祉協議会の子育てコーディネーターによる巡回指導を受けること。
- ⑨ 神戸市総合児童センター及び神戸市北区社会福祉協議会が実施する研修に職員を参加させること。
- ⑩ 利用者に対する満足度調査を実施すること。

◎ ■関係法令等の遵守

・児童館事業の運営にあたっては、日本国憲法、児童福祉法、神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例、神戸の放課後児童クラブ(学童保育)の基準、労働基準法及び最低賃金法等労働関係法令、個人情報保護に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、神戸市個人情報保護条例などの関係法令等を遵守すること。

また、児童館の設置運営及び放課後児童健全育成事業が厚生労働省の国庫補助事業であることから、厚生労働省の通知・要綱等に基づき実施すること。

◎ ■児童館運営委員会の設置

- ① 児童館の適正な運営と地域の実情に即した児童の健全育成を図るため、地域組織の代表者、学校の代表者等で構成される運営委員会を設置のうえ、その意見を聞いて事業計画を策定し、運営すること。
- ② 運営委員の選任にあたっては、現児童館の運営委員(地域関係委員及び学校等関係委員に限る。)をできる限り引き継ぐこと。(行政関係委員及び市・区社会福祉協議会関係委員の選任については任意とする。)

■教育・保育施設における職員配置・設置基準について

(1) 施設長・園長について

- ・保育所の場合は、常勤職員のうち保育士又は社会福祉主事資格を有するなど、社会福祉事業についての知識経験を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者あるいはそれと同等の資質を有すると認められる者を施設長として1人配置すること。
- ・幼保連携型認定こども園の場合は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」（平成26年7月2日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第12条又は13条の要件を満たす者を園長として1人配置すること。
- ・申請後の施設長予定者の変更は、原則認められません。

(2) 保育士・保育教諭

保育所及び幼保連携型認定こども園で実務経験を4年以上有する者が、配置予定の保育士・保育教諭の3分の1以上含まれていること。

(3) 用地について

- ・別添の物件調書（別紙3）の条件を確認の上、計画を策定すること。

(4) 保育室等について

- ・保育室は日照・通風に配慮すること。
- ・乳児室又はほふく室と保育室（以下、「保育室等」という。）は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。
- ・保育室等と調理室、洗体設備及び便所は、それぞれ隔壁等により区画すること。
- ・調乳室と保育室は、児童の侵入防止、熱湯の飛散防止等に有効な区画を行うこと。
- ・調理室の計画にあたっては、事前に所在地を所管する衛生監視事務所と協議すること。

(5) 安全対策について

- ・保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の安全確保のため、避難用施設の選択や避難経路、距離について十分配慮すること。
- ・兵庫県警への通報装置（県警ホットライン）、防犯カメラ、門扉への電子錠の設置など防犯上の対策を行うこと。
- ・周辺の交通安全対策に十分配慮すること。
- ・搬入車両の駐車スペースは、児童と通行人等の安全に十分配慮した計画とすること。
- ・施設及びその敷地は、児童等の保健衛生及び危害防止に十分配慮した計画とすること。

(6) その他留意事項

- ・保育室・園庭は、設定定員に応じた最低面積の1.2倍以上を確保することが望ましい。
- ・調乳室、医務室は独立していることが望ましい。
- ・保育所で遊戯室を設置する場合は独立していることが望ましい。（幼保連携型認定こども園の場合は、独立した遊戯室の設置が必要）
- ・保育室とは別に地域交流スペースを設けることが望ましい。
- ・敷地内に園児送迎用駐車場6台以上（車いす使用者用を含む）の駐車場を整備したうえで、路上駐車・路上駐輪が発生することが無いように十分配慮すること。
- ・敷地内に利用者の駐輪スペース・ベビーカー保管スペースを設けることが望ましい。

◎ ■児童館における職員配置・設置基準について

次に掲げる職員を配置すること。

- (1) 設備運営基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を次のア)及びイ)に定めるとおり、2 人以上配置すること。
 - ア) 児童館長:施設の処務を掌理し、職員を指揮監督するほか、児童厚生員としての業務を併せ行うこと。
なお、児童館長が児童厚生員でない場合は、児童館長のほかに児童厚生員 2 人を配置する必要がある。
 - イ) 児童館指導員:児童厚生員として児童の遊びを指導するものとする。
- (2) 子育て支援事業に従事する専任の職員を 1 名配置すること。
- (3) 放課後児童支援員(放課後児童支援員認定資格研修を受講し、資格を取得している者をいう。)を、学童保育登録児童数に応じて必要な人員数を配置すること。
- (4) その他の職員を必要に応じて配置すること。

■教育・保育内容等

- (1) 教育・保育内容について
 - ・保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)に従うこと。
- (2) 実施事業について
 - ・延長保育(開所時間+1 時間以上が望ましい。)及び一時預かりを実施すること。
 - ・障がい児保育を実施すること。
 - ・休日保育を実施することが望ましい。
 - ・KOBÉ はじめルーム(育休明け乳幼児の定期預り事業)を実施することが望ましい。
- (3) 保護者への支援について
 - ・教育・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、教育・保育方針、内容、教育・保育時間、利用者負担等の説明を行うこと。
 - ・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- (4) 食事の提供について
 - ・利用する乳幼児に対して、昼食(主食・副食)及び間食を提供すること。
 - ・離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。
 - ・食事の提供は、施設内にて調理する方法(自園調理)によること。
- (5) 健康診断について
 - ・利用児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断基準に準じて実施すること。幼保連携型認定こども園の場合は、上記の定期健康診断のうち 1 回は 6 月 30 日までに実施すること。
 - ・職員への健康診断は少なくとも年 1 回実施し、給食調理・調乳に携わる者等は毎月(6~10 月は月 2 回)検便を行うこと。
- (6) 研修の実施等について
 - ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (7) 他施設との連携について
 - ・事業実施にあたり、近隣の小規模保育事業等の社会福祉施設等との連携協力を努めること。

(8) その他

- ・施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すること。
- ・幼児主食提供代等の保護者費用負担額は、現在の市立桜の宮保育所の児童が在籍する間（令和5年度から令和9年度）は、原則として、概ね現在の負担額と同等にすること。

(参考)

給食費：5,600円/月（主食費：1,100円/月、副食費：4,500円/月）、帽子代：990円

日本スポーツ振興センター掛金：240円/年、園外保育：（実費）

その他 写真代：（1枚50円、業者撮影分1枚90円）、5歳ピアノカふき口400円等

- ・現在の市立桜の宮保育所にない被服や保育材料等の導入をはじめ、保育サービス提供の対価として新たに保護者費用負担が必要と判断した場合は、現在の市立桜の宮保育所の児童が在籍する間（令和5年度から令和9年度）は、原則として、概ね現在の負担額と比して過大な負担額が生じないように配慮したうえで、具体的な負担について、神戸市と協議を行ったうえで、保護者に提案し理解を得ること。

■保育の引継ぎについて

市と協議のうえ引継ぎ期間を設け、円滑に保育の引継ぎを行えるよう市に協力すること。

◎ ■児童館の引継ぎについて

引継ぎにあたっては、引継ぎ期間（概ね令和4年10月～5年3月の6ヶ月程度）に、建替・運営後に勤務する予定の職員の確保を行うとともに現児童館の管理・運営事業者である(福)神戸市社会福祉協議会との間で業務を円滑に引継ぎ、市民サービスが低下しないよう十分な注意を払うこと。

4. 給付・補助金等

■教育・保育施設の施設型給付等

「保育所」「認定こども園」の教育・保育を利用する子どもの認定区分に応じて、市から施設に委託費又は施設型給付を支払うこととする。

■教育・保育施設の施設整備補助金

神戸市教育・保育施設等整備補助金交付要綱に基づき、予算の範囲で施設整備の補助金を交付できる。

[教育・保育施設を新築する場合]

- ・国庫補助等 保育所等整備交付金（厚生労働省）
- ・対象施設 保育所、幼保連携型認定こども園（児童福祉施設としての保育実施部分）
- ・対象経費等 本体工事費等（補助率3/4）（2号・3号定員120人の場合補助金限度額：265,011千円）
※別途、開設準備費（備品購入費等）等の加算あり

(注) 申込書や資金計画を作成する時は、

【工事費（外構工事費を除く）＋設計監理費】×3/4の金額（千円以下切捨て）と、上記補助金限度額を比較し低い方の額で作成してください。

※補助条件、限度額等は、令和3年度のものであり、変更となることがある。

※実際の補助金の交付額は、補助申請、実績報告に基づき確定された額によるものとする。

■保育の引継ぎ・保育環境整備に関する負担金等

- ・円滑な建替・運営を行うため、保育の引継ぎにかかる人件費の一部を負担することとする。
- ・保育環境の維持向上を図るため、施設整備や遊具の充実等にかかる経費について一定の補助を行うこととする。

(参考)

補助金の名称	補助金額（限度額）	補助期間
保育環境整備補助金	保育施設部分の土地貸付にかかる賃料相当額	6年間

※補助条件、限度額等は令和3年度のものであり、変更となることがあります。

※負担金等の交付は令和4年度以降の予算成立が前提です。当事業に係る予算が成立しない場合は負担金等が交付されない場合があります。

◎ ■児童館に関する補助金

(1) 運営費補助金

民間の児童福祉施設（保育園等）に併設した児童館について、神戸市児童福祉施設併設型民間児童館事業助成要綱に基づき、同要綱が定める対象者に該当する場合、予算の範囲で、同要綱が定める事業の執行に必要な給料、職員手当費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等を補助する。

(2) 施設整備補助金

令和3年度中に本市において制定予定の補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内（79,724千円）で、以下の各項目に係る補助金の支出を予定している。なお、予算額全額を補助金とするとは限りません。

- ① 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（厚生労働省）に定める児童福祉施設に係る整備費。
ただし、同交付金要綱に定める設置主体による場合に限る。（※）

② 子ども・子育て支援整備交付金要綱(内閣府)に定める放課後児童クラブに係る整備費。ただし、同交付金要綱に定める設置主体による場合に限る。(※)

③ 神戸市による児童厚生施設及び放課後児童クラブの整備費補助(設計費を含めない。)

※ 法人・団体の種別によっては各交付金の対象とならないことから本市の補助の対象外となる場合がありますので、予め各交付金要綱をよくご確認ください。

5. 申込・選定

■申込方法

(1) 申込様式の配布

申込様式の配布を希望される方は、神戸市こども家庭局幼保振興課整備担当のメールアドレス shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp までEメールにてご連絡ください。

Eメールでのご連絡にあたっては、件名を【旧桜の宮幼稚園跡を活用した神戸市教育・保育施設及び児童館設置運営事業者募集 申込様式希望】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

(2) 現地見学会

現地の見学を希望される場合は、事前に上記アドレスへご連絡ください。

(3) 申込期間：令和3年8月12日（木）～令和3年9月6日（月）23時59分Eメール到着分

(4) 申込先：神戸市こども家庭局幼保振興課整備担当

上記(1)の申込様式及び「提出書類一覧」(P.17)に記載の書類を、神戸市こども家庭局幼保振興課整備担当のメールアドレス shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp まで、データによりEメールで送付してください。

送付にあたっては、件名を【(旧桜の宮幼稚園跡を活用した神戸市教育・保育施設及び児童館設置運営事業者募集 応募書類の送付)】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

また、提出書類は「提出書類一覧」(P.17)に記載のとおりファイル名を付けてください。

(例：1_事前協議書、22_見積書、工程表 等)

■事業者の選定

令和3年9月に開催予定の神戸市教育・保育施設等設置運営事業者評価委員会(以下、評価委員会)にて、提出書類及び評価委員会当日のヒアリング内容を基に審査を行い、その審査結果を受けて神戸市が決定する。

評価委員会当日は、次頁の主な審査項目についてヒアリングを実施しますので、質問等にお応えいただける事業責任者と保育計画等に精通する方(施設長予定者など)と児童館の運営等に精通する方(児童館長予定者など)の他、法人の財務状況に精通する方(経理担当者など)、施設の整備計画に精通する方(設計士など)の出席をお願い致します。(5名以内)

※申請後の応募書類の差替えは、原則認められません。

※なお、内容等の確認のため事務局よりヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

※選定された事業者様については、選定後応募書類の原本を1部ご提出いただきます。

詳細は選定後にお知らせします。

主な審査項目（予定）

項 目		
法人実績	運営実績	・教育・保育事業の運営実績 ・児童館及び学童保育施設の運営実績 ・市内・近隣での運営実績、監査等の状況 等
	財務状況等	財務状況、整備資金の活用状況、借入金の償還状況 等
事業計画	運営方針	運営方針の内容、熱意 等
	(教育)保育計画	基本理念の現実性、保育目標、保育方針、保育内容の整合性・具体性 等
	職員配置計画	・施設長予定者、主任保育士、保育士等の配置計画 等 ・館長、児童厚生員、放課後児童支援員等の配置計画 等
	実施事業の内容	・特別保育の実施計画、地域との交流・連携、近隣の小規模保育事業等の社会福祉施設等との連携、保育の社会的課題に対して特色のある保育計画 等 ・児童健全育成事業の実施内容、子育て支援事業の実施内容、放課後児童健全育成事業の実施内容 等
施設計画	施設計画の内容	・余裕のある保育室・園庭等の確保、その他所要室（調乳室、医務室、遊戯室、調理室、地域交流スペース等）の確保、利用者に配慮した設備計画、児童の安全対策、施設の有効活用 等
	近隣地域への配慮	路上駐車対策、防音対策 等

■スケジュール（予定）

令和3年	9月	募集締切 事業者選定
	10月	国庫補助金事前協議
	12月	国内示
令和4年	1月	市設計協議、公告
	2月	入札
令和5年	3月	着工
	3月	竣工
	4月	認可・開設

■提出書類一覧（予定）

NO	提出書類	備 考	チェック
1	事前協議書	様式あり	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	様式あり	<input type="checkbox"/>
3	趣意書	様式あり	<input type="checkbox"/>
4	法人調書	様式あり	<input type="checkbox"/>
5	事業計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
6	資金収支計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
7	運営方針	様式あり	<input type="checkbox"/>
8	（教育）保育計画書	様式あり ※既存施設がある場合は施設のパンフレットや施設の様子がわかる写真を添付すること	<input type="checkbox"/>
9	職員配置計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
10	履歴書	※雇用予定者がいる場合	<input type="checkbox"/>
11	実施事業内容書	様式あり	<input type="checkbox"/>
12	施設整備計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
13	各室別面積表	様式あり	<input type="checkbox"/>
14	平面図・立面図・配置図	平面図には各部屋の面積（壁芯面積・内法面積）を記載し、避難経路を表示すること	<input type="checkbox"/>
15	法人の定款、法人登記履歴事項全部証明書	履歴事項全部証明書は1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
16	法人の決算書（直近3か年分）	財務諸表（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録）	<input type="checkbox"/>
17	監査関係書類（法人：直近3か年分、施設：監査が実施された直近年度分）	①法人監査状況報告書 社会福祉法人は、法人監査状況報告書を提出 ※1 学校法人は「独立監査人の監査報告書」を提出 ※2 それ以外の法人は、公認会計士または監査法人による会計監査の結果を提出 ②施設監査（運営している全施設が対象）の結果通知と改善報告書	<input type="checkbox"/>
18	預金残高証明書	預金残高証明書（1ヶ月以内に発行されたもの） ※残高証明が複数になる場合は、証明日を統一すること	<input type="checkbox"/>
19	借入金の内訳・返済計画借入金明細書の写し	借入金の内訳・返済計画は、法人全体分が必要です。 ※施設毎の借入状況が把握できるもの	<input type="checkbox"/>
20	融資の確実性を示す資料	当該施設整備等に係る資金のうち法人自己負担分を金融機関等から融資を受ける場合のみ提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
21	納税証明書等（過去3か年分）	法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税に係る納税額等の証明、所得金額の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明 ※法人が収益事業を実施していない等により、納税証明が発行できない場合は、「納税証明が発行できない理由を記載し、法人代表者印を押印した申請書（任意様式）」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
22	見積書、工程表	施設改修工事及び設計業務、監理業務の見積書（設計業者名が記載されているもの） ※設計業務の見積書は、基本設計費と実施設計費を区別すること	<input type="checkbox"/>
23	寄付金関係書類	※寄付金がある場合のみ 贈与契約書、寄付者の印鑑証明（1ヶ月以内に発行されたもの）、寄付者の残高証明（1ヶ月以内に発行されたもの）、借入金の償還に寄付金を所得証明書（1ヶ月以内に発行されたもの）	<input type="checkbox"/>

※申込書類は申込期間中にこども家庭局幼保振興課整備担当から希望者へEメールで配布（P15参照）

※応募書類は、Eメールでこども家庭局幼保振興課整備担当へ提出（P15参照）。提出時は、上記提出書類ごとにファイル名を付けること（例：1_事前協議書、22_見積書、工程表 等）。

※教育・保育施設に関する提出図面は、別紙「図面作成にあたっての注意事項」に留意し、作成すること。

6. その他

(1) 教育・保育施設における入所児童について

本事業の入所児童は、区の利用調整の上、決定となります。市において入所児童数の確保を保証するものではありません。

(2) 工事について

- ① 事業者自らの責任において、近隣住民等に対し、建築計画及び工事内容について十分に説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、工事中の騒音・振動の防止、工事車両通行の安全確保等について適切な措置を講じること。
- ② 施設整備にあたって、必要な建築確認、許可等について関係機関（指定確認検査機関（または神戸市建築住宅局建築指導部）、都市局計画部、消防局、等）と協議の上、令和5年4月の開設が確実に見込める計画で応募すること。
- ③ 2か年事業の1年目（令和3年度）の建物本体の工事出来高が1%以上となるように事業全体のスケジュールを作成すること。
- ④ 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法、消防法等の関係法令に適合するよう作成の上、本市の承認を得るものとする。
- ⑤ 予算額250万円超の補助対象工事については、法人による「公募型指名競争入札」により請負業者を決定することとなる。手順・留意事項については選定後にお知らせいたします。なお、予算額250万円以下の工事についても施工業者3社以上の相見積により決定することとする。
- ⑥ 開設前に、各種関係法令に基づく必要な手続きを行うこと。

(3) その他

- ① 本募集案内は令和3年5月現在の法律、政省令、条例等に基づいて記載している。
- ② 施設の管理運営に伴う看板・夜間照明・車両の出入り・路上駐車・騒音等により、近隣の住宅環境を害さないよう配慮し、近隣から苦情・要望等があった場合は事業者の責任において誠意をもって対応し、地域住民との良好な関係構築に努めること。
- ③ 本募集案内に記載された事項を遵守すること。
- ④ 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について本市の指示・指導があるときは、これに誠実に従うこと。
- ⑤ 本募集においては、市立桜の宮保育所の保護者等関係者に対して提案内容及び採点結果を公開いたします。
- ⑥ 保護者等関係者に対して誠意をもって対応し、良好な関係構築に努めること。
- ⑦ ③及び④に違背する場合や申込内容に虚偽があったことが判明した場合は認可等しないことがあります。

問合せ先

神戸市 こども家庭局 幼保振興課 整備担当

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
(神戸市役所1号館8階)

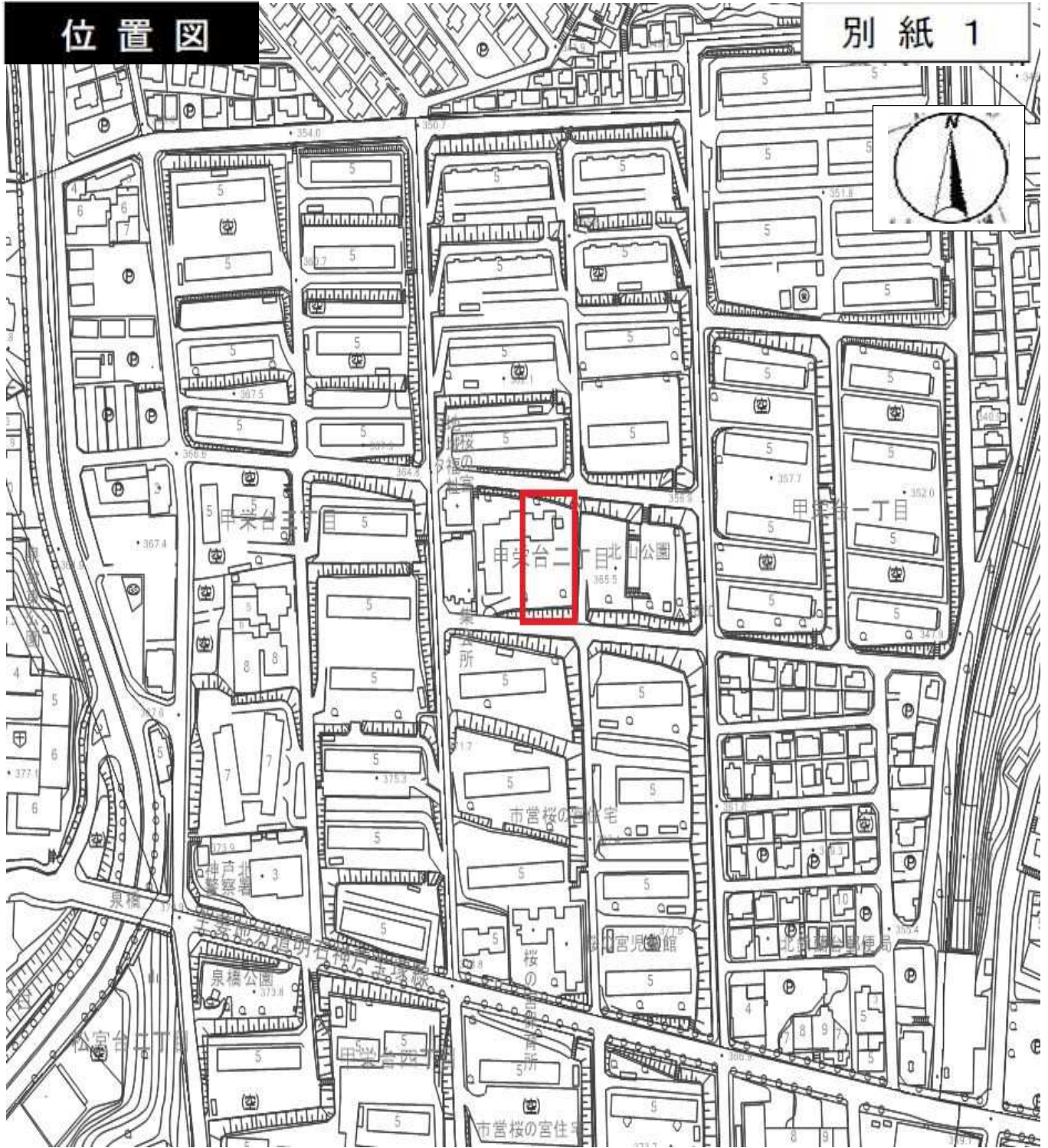
電話：078-322-6848 FAX：078-322-6042

E-mail：shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp

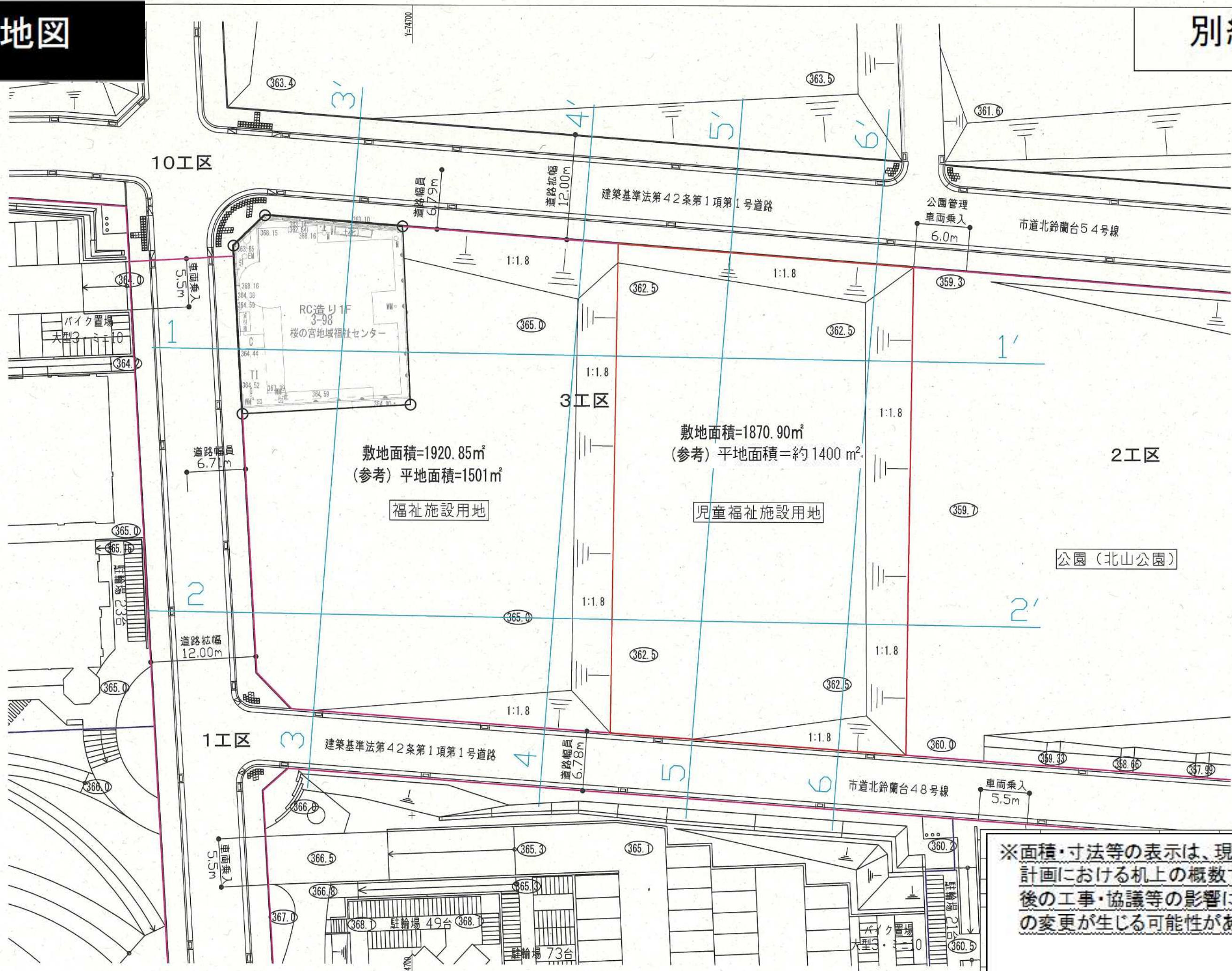
◎児童館に関すること：こども青少年課 児童館担当 電話：078-322-5210

位置図

別紙 1



※ 建物等は現在の状況と異なります。



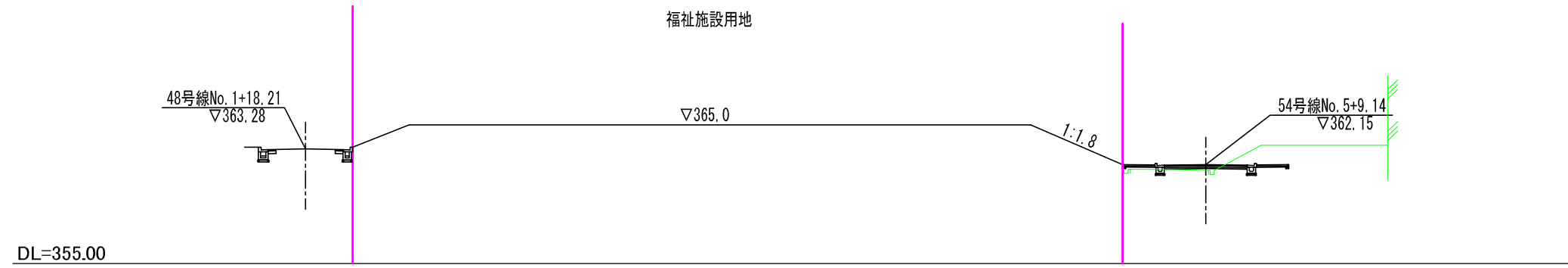
X=-139300

X=-139300

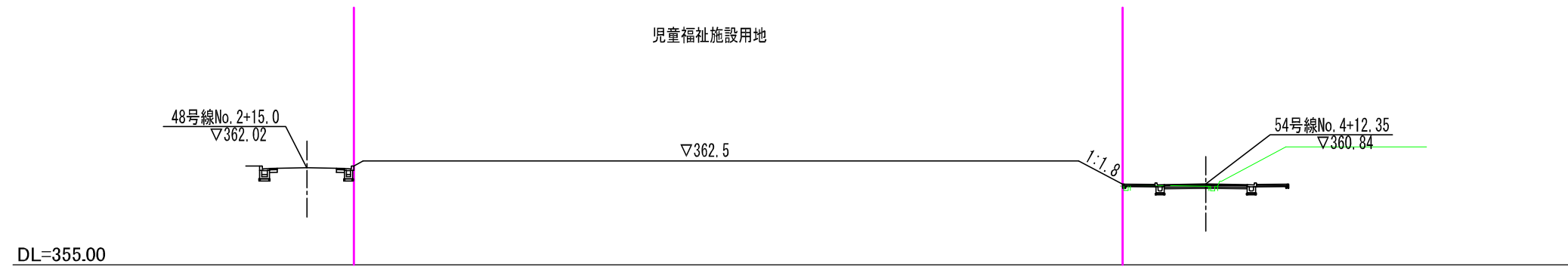
※面積・寸法等の表示は、現在の開発計画における机上の概数であり、今後の工事・協議等の影響により若干の変更が生じる可能性があります。

断面図

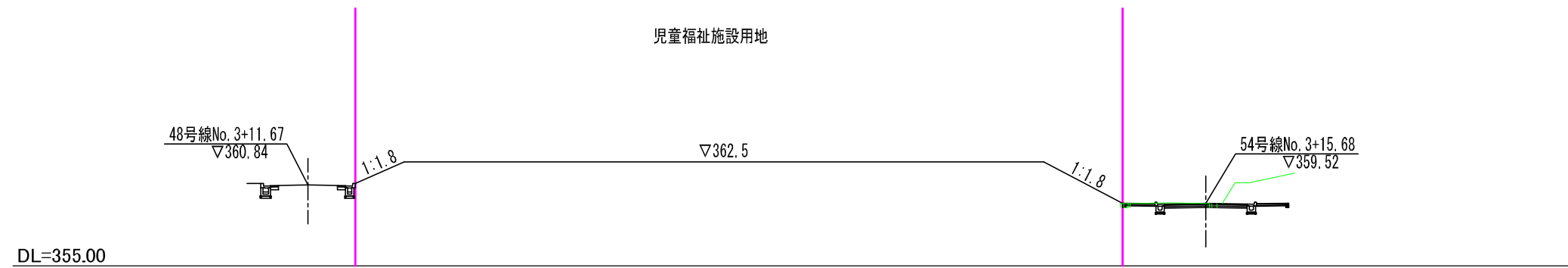
4-4'



5-5'

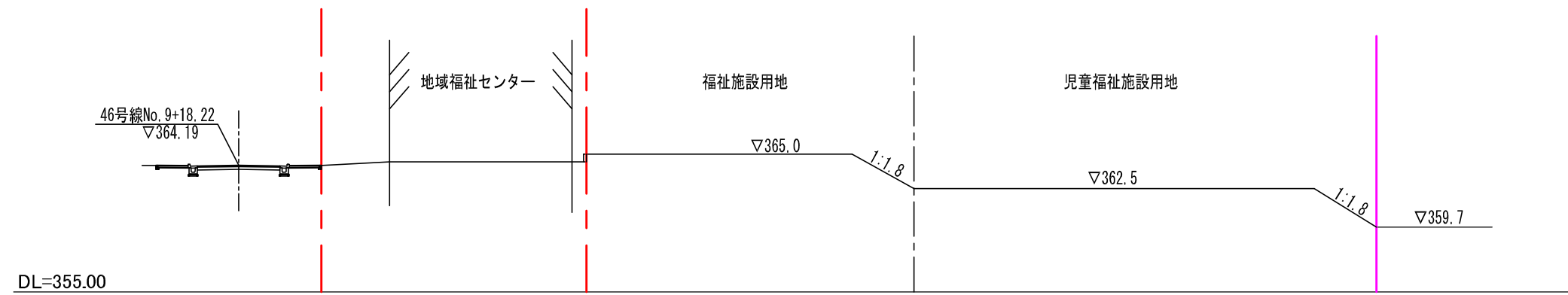


6-6'

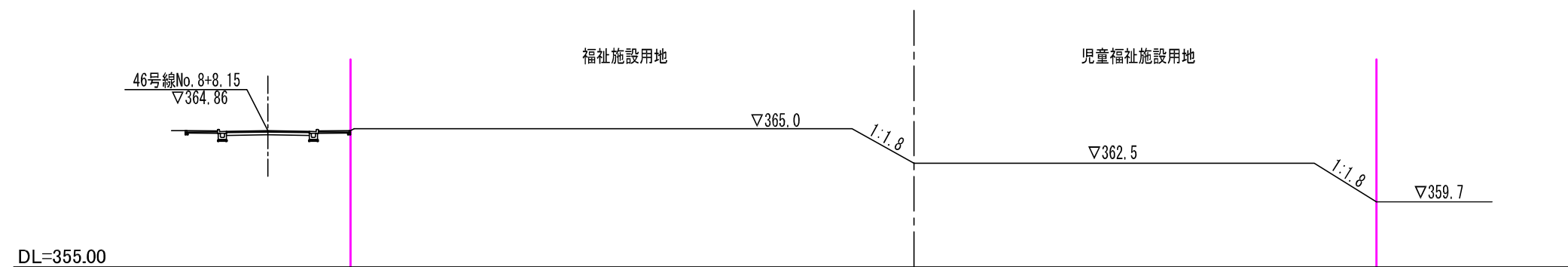


※面積・寸法等の表示は、現在の開発計画における机上の概数であり、今後の工事・協議等の影響により若干の変更が生じる可能性があります。

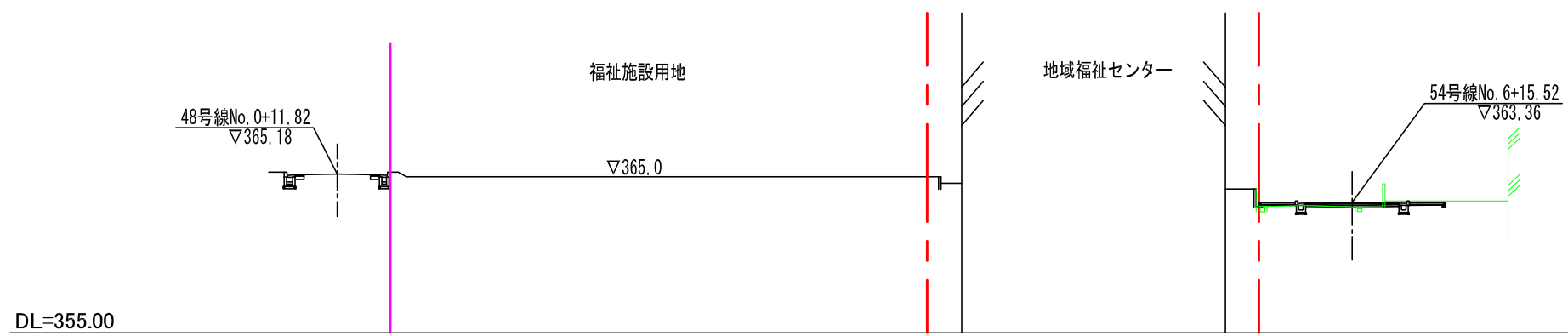
1-1'



2-2'



3-3'



※面積・寸法等の表示は、現在の開発計画における机上の概数であり、今後の工事・協議等の影響により若干の変更が生じる可能性があります。

物 件 調 査 書

所在地	地番	神戸市北区甲栄台二丁目3番114のうち				
	住居表示	神戸市北区甲栄台二丁目2番以下未付定				
地目	公簿	宅地	現況	宅地		
面積	公簿	3,319.05㎡のうち約1,870.90㎡		概測	1,870.90㎡	
地勢	平坦(但し北側、東側、南側に法面有)					
区域区分	市街化区域		用途地域	第1種中高層住居専用地域		
建ぺい率	60%		容積率	200%		
高度地区	第4種高度地区		防火地域	防火指定なし		
その他制限	なし					
道路状況	東側	なし				
	南側	幅員約6.78mの42条1項1号道路				
	西側	なし				
	北側	幅員約6.79mの42条1項1号道路				
電気	関西電力/北側道路に配線あり					
ガス	大阪ガス(株)/北側に100-150mmの配管有り					
NTT	NTT/北側道路に配線有り(地下埋設物無し)					
水道	神戸市水道局/北側道路に200mm、南側道路に50~100mmの配管有り					
下水道	神戸市建設局/南側道路に250mmの配管有り					
工業用水	なし					
最寄り駅 及び 交通機関	・神戸電鉄有馬線「北鈴蘭台」駅より徒歩約6分					
境界	道路明示	(開発事業区域内)	境界確認	(開発事業区域内)	境界標	(開発事業区域内)
現況	石積等	法面	地下基礎	なし		
<p>1 添付の画地図(別紙2)に記載している面積(1,870.90㎡)について 設計上の概測値であり、現在の開発工事における調整等により変更が生じる場合があります。</p> <p>2 敷地周囲の高低差について 本件敷地内の北側・東側・南側は高低差処理のため、法面形状(勾配1:1.8)での引渡しとなります。</p> <p>3 開発事業の変更手続き等について 本件敷地を含め現在進捗中の開発事業について、本件建物や擁壁等の構造物を計画に反映するため、開発区域全体の開発許可等につき変更手続きを行います。(想定スケジュールは別紙4参照) 事業者選定直後(令和3年9月15日頃)に、本件敷地内の計画を示す申請用図面の提出が必要となりますので、神戸市の指示に従い速やかに対応ください。</p> <p>【造成計画図】 ※切土盛土の範囲、敷地内のレベルがわかるもの。 【平面配置図】 ※建物、擁壁、法面上の構造物、外構、側溝、上下水・ガスの引き込み位置等の配置</p>						

その他特記
事項

がわかるもの。

【擁壁構造図】(擁壁を作る場合)

※神戸市の標準図(「宅地造成工事の手引き(令和元年11月22日神戸市建設局)」に記載の「標準擁壁構造図集」)に記載の仕様を引用すること。

【断面図】擁壁以外の法面上の構造物を計画する場合に必要。

また、上記変更手続きを含め、本件建物設置や擁壁等の構築を目的として行う各種申請、建築確認に係る手続きは、原則として事業者の費用負担で行ってください。

なお、建築確認申請の提出が可能な時期については、上記開発許可の変更手続きの完了後となり、令和3年12月下旬頃を予定しております。

4 引渡時以降の周辺の開発工事について

本件敷地周囲については、令和7年12月頃まで開発工事を継続予定です。施工の際の他工事との調整、開園後の安全確保等の各種調整が必要であることをご想定ください。

5 現地の地盤について

現在の開発工事の状況より、本件敷地地表直下の地盤は、N値=50以上の岩盤であることが想定されますので、工程、掘削等の計画上ご注意ください。また、現地ボーリング調査を実施する際は、あらかじめ神戸市等と調整が必要となります。

6 引渡時の敷地形状について

別紙をご確認ください。

想定スケジュール		令和3年				令和4年												令和5年				
		令和3年度				令和4年度												令和5年度				
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
開発工事	① 開発事業審査変更・32条変更協議・事業承認・変更許可	PFI事業者	▼申請必提出時期				▼許可															
	② 開発工事（1工区・南側道路）	PFI事業者	▲																			
	③ 開発工事（3工区・当該敷地）	PFI事業者					▼一次造成・防災工事完了															
	④ 完了検査・検査済証	PFI事業者													▼検査済証取得							
保育施設整備	⑤ 設計		▼開発図面提供		▼入札																	
			基本設計	実施設計	設計審査																	
	⑥ 指定建築物建築計画届等		届出▼																			
	⑦ 建築確認申請	保育事業者	本受付▼		▼認可																	
	⑧ 都市計画法37条承認手続	PFI事業者・保育事業者	受付▼		▼承認																	
⑨ 建築本体	保育事業者					着工▼				▼建築物の工事で出来高1%を想定する。				検査済証取得▼				▼開園				
	37条承認を受けた擁壁等の工事										※着工直後でない任意の時期											

※都計法37条承認を受ける必要性（建物との干渉等）のない切土・盛土・擁壁設置等の開発行為が生じることを想定したスケジュールではありません。